
海上法執行（MLE）としての「実力の行使」と 国際法上の「武力の行使」の相違 ——海上警察機関の「実力の行使」が武力行使禁止原則違反となり得る要件——

永福 誠也

<要旨>

ガイアナ・スリナム事件仲裁判断など近年の国際裁判所の判例・仲裁判断等をみると、海上法執行（maritime law enforcement）としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の相違は、措置の主体の地位・性質に由来するかのようにもみえる。しかしながら、海上警察機関による「実力の行使」がいかなる場合にも「武力の行使」に当たらないとなると、海上警察機関による海上法執行と仮託することにより武力行使禁止原則への抵触回避が可能となり、当該原則に抜け穴を作るおそれがある。そこで、本稿は、海上法執行としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の意義・特質及び国際法上の原則等を確認した上で、両者を区別し得る基準について分析検討し、これを踏まえ、海上警察機関による「実力の行使」が国際法上武力行使禁止原則違反と評価され得る要件を導出する。

はじめに：問題の所在等

南シナ海の海上地形物をめぐるフィリピン・中国間の対立では、現場海域での高出力放水銃による傷害や船体への体当たりなど、不当な実力が中国側から行使される事案が昨今多発している¹。他方、国際法上の「武力行使禁止（武力不行使）原則」²を考慮してか、当該実力行使は海上警察（法執行）機関（としての任務を負う組織）³である中国海警によって行われている。ガイアナ・スリナム事件仲裁判断など近年の国際裁判所の判例・仲裁判断等（以下、国際判例等）をみると、海上法執行（maritime

1 Aurel Sari, “Maritime Incidents in the South China Sea: Measures of Law Enforcement or Use of Force?” *International Law Studies*, vol. 103 (2024), p. 495.

2 国連憲章2条4項。国際司法裁判所（ニカラグア事件判決）も武力行使禁止が慣習国際法になっていることを認めている。International Court of Justice, *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* (Nicaragua v. United States of America), *Judgment*, 27 June 1986, para. 188.

3 中華人民共和国海警法2、3条。

law enforcement、以下 MLE) としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の相違は、措置の主体の地位・性質に由来するかのようにもみえるが、仮にそうであるならば、不当に実力が行使されても、それが海上警察機関による措置であれば国際法上「武力の行使」に当たらず、それゆえ、当該措置は武力行使禁止原則違反とはならないことになる。

しかしながら、森川幸一も指摘するように、海上警察機関による「実力の行使」がいかなる場合にも「武力の行使」に当たらないとなると、海上警察機関による MLE と仮託することにより武力行使禁止原則への抵触回避が可能となり、当該原則に抜け穴を作るおそれがある⁴。よって、措置の主体の地位・性質が措置の法的性質の区別基準として果たして適切か疑義がある。そこで、武力行使禁止原則に抜け穴を作らないためには、MLE としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」を区別し得る基準について分析検討し、海上警察機関による措置であっても武力行使禁止原則違反となり得る要件を明確化しておくことが肝要と考えられる。他方、先行研究の中で、MLE としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の相違を検討したものはあるが、有力な区別基準や海上警察機関の「実力の行使」が武力行使禁止原則違反と評価され得る要件まで示したものは今のところ認め難い⁵。そこで、筆者は、国際法上の「武力の行使」と評価され得る外国海上警察機関の「実力の行使」への対応指針策定の資の提供を図るという観点から、まず MLE としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の意義・特質及び国際法上の原則等を確認し、その上で、両者を区別し得る基準について分析検討した。その結果、両者の決定的な差異は「目的」にあり、これが有力な区別基準になり得るとの結論を得た。そして、これを踏まえ、自衛権等の武力行使合法要件に基づかない当該「目的」のための海上警察機関による「実力の行使」が、国際法上、武力行使禁止原則違反と評価される要件となり得る旨の結論を導出した。当該確認及び分析検討等の具体的内容は、以下のとおりである。なお、本稿テーマから派生する論点の一つとして、MLE に仮託した外国海上警察機関の違法な「武力の行使」に対する現場での対応措置の国際法上の許容程度が考えられる。対

4 森川幸一「海上法執行に伴う use of force の概念」岩沢雄司、森川幸一、森肇志、西村弓編『国際法のダイナミズム：小寺彰先生追悼論文集』（有斐閣、2019年）669頁。

5 森川その他、例えば菅野直之、トム・ルイス (Tom Ruys) などが当該区別基準を取り上げているが、その結論は、措置の目的とその根拠となる国内法令が重要要素となり得るが、行使態様等によって性質は転化し得る (森川)、あるいは様々な要素の総合的考慮 (菅野) や事例ごとの評価 (ルイス) などを妥当基準とするもので、いずれも有力な基準を導出しているとは言い難い。森川幸一「海上法執行に伴う use of force の概念」676頁；菅野直之「国連海洋法条約 298 条 1 項 (b) における『軍事的活動』と『法執行活動』」『日本海洋政策学会誌』第 14 号 (2025 年 6 月) 87 頁；Tom Ruys, “The Meaning of ‘Force’ and the Boundaries of the Jus Ad Bellum: Are ‘Minimal’ Uses of Force Excluded from UN Charter Article 2(4)?” *American Journal of International Law*, vol. 108, no. 2 (April 2014), p. 207.

応指針策定上これも重要な課題と思われるが、本稿テーマの射程外であり、ここではとりあげない。

1. MLE としての「実力の行使」

(1) MLE の意義及び MLE としての「実力の行使」の法的特質

海洋場面での法執行である MLE としての「実力の行使」の意義・特質の確認にあたっては、そもそも法執行 (law enforcement) とは何かを押さえておくことが肝要であろう。もっとも、国際法関連文書等で用いられている法執行という用語は、英米法にはその概念・用語があり、日本と外国との行政協定などでも認められるものの⁶、日本の公法（行政法、刑事法）や（ドイツ法、フランス法等の）大陸法の公法では認められない⁷。よって、法執行は英米法由来の概念・用語と考えられる。そこで、英米法という法執行の意義を確認すると、それは「実力の裏付けの下に法の違反を抑制し、秩序を維持する警察官、保安官などの作用」⁸（下線筆者）と説明されている。また、スチュアート・ケイシー・マスレン（Stuart Casey-Maslen）とショーン・コノリー（Sean Connolly）は、法執行を「警察官によって行使される規律維持措置 (discipline)」⁹（下線筆者）である旨説明している⁹。

なお、法執行の関連概念に統治作用としての「警察 (police)」がある。これは英米法上「市民の健康で安全な生活及び生活環境の確保・増進、社会公共の秩序・安寧の維持、並びにそれらに対する障害（犯罪）の予防・探知・排除等のために、一般統治権に基づいて、市民に命令・強制し、その権利に制限を加える国、州又は地方政府の規制作用」¹⁰（下線筆者）であり、この中には環境保護等を目的に政府が土地利用を規制し、最低限の建築基準や衛生基準を適用する作用も含まれると解されている¹¹。

6 例えば、税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定（平成 22 年 2 月 10 日外務省告示第 53 号）などがある。

7 例えば次を参照。中原茂樹『基本行政法（第 4 版）』（日本評論社、2024 年）；池田修、前田雅英『刑事訴訟法講義（第 3 版）』（東京大学出版会、2009 年）；中村紘一他監訳『フランス法律用語辞典』（三省堂、1996 年）；村上淳一、守屋健一、ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門（改訂第 9 版）』（有斐閣、2018 年）。なお、近年の省令の中には（例えば、輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成 3 年通商産業省令第 49 号）のように）法執行という文言を含んでいるものもあるが、当該法執行は外国機関によるものが想定されている。

8 田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、1998 年）500 頁。

9 Stuart Casey-Maslen and Sean Connolly, *Police Use of Force under International Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2017), p. 2.

10 田中『英米法辞典』646 頁。

11 E. Allan Farnsworth, *An Introduction to the Legal System of the United States*, 4th ed. (Oxford: Oxford University Press, 2010), pp. 165–166.

以上から、英米法でいう法執行は、公共の福祉（安全）や社会秩序維持等のために市民の自由等を規制する「警察」作用のうち、警察機関による法令違反（犯罪）予防・対応としての作用と解される。すなわち、法執行は犯罪予防のための「警察」作用も含むと解される点で（日本の）「（広義の）行政警察」¹²の要素も含んでおり、犯罪捜査に関する「警察」である（日本の）「司法警察」の概念よりも広いと解される。

このように、法執行は「警察」作用の一部であり、「警察」は統治（管轄）権に基づく国家（公的機関）による市民への規制作用であることから、法執行にいう法は市民への適用を前提とする法を意味し、それゆえ法執行により守ろうとする利益はあくまで国家の統治により守られ得る国内秩序に係るものと言える。その意味で法執行の究極の目的は国内（法）秩序の維持と言える。また、法執行は統治・対内作用たる「警察」作用の一部であり、支配者の被支配者に対する公権力の行使であることから、法執行の実施者と対象者の法的関係は垂直的と言える。

以上を踏まえると、海洋での領域外法執行を含むMLEは、統治（管轄）権を基本根拠とする海洋での法令違反（犯罪）予防・対応たる国家の対内作用であり、公権力の行使たるMLEとしての「実力行使」の主体と客体の法的関係も支配・被支配という垂直的なもので¹³、その目的は基本的に海洋場面での国内（法）秩序維持と言える。

（2）MLEとしての「実力の行使」の国際法上の根拠・枠組み

人、財産、行為に関し、法令を制定し適用する国家の権限を、国際法上、国家管轄権といい、法令を制定する立法管轄権、法令等を適用して判決を下す裁判管轄権、逮捕、捜査などにより法令を執行する執行管轄権の三つに区分される¹⁴。よって、国家管轄権上、MLEは執行管轄権の行使に区分され得る（含まれ得る）。なお、国家の執行管轄権には国際法上一定の枠組みがあり、MLEも当該枠組み内でのみ認められ得る。このMLEに係る執行管轄権の根拠・枠組みとなる国家の国際法上の権能として、領域主権、排他的経済水域（以下、EEZ）等に係る主権的権利又は管轄権、公海海上警察権がある。

領域主権とは、自国領域内の人や物に対する排他的支配権及び領域を処分する国家の排他的支配権であり¹⁵、自国領域たる水域（領海及び内水並びに群島基線を設定して

12 行政警察とは広義には衛生、交通等特定の行政目的と結びついた行政権本来の作用としての警察を意味する（犯罪の捜査等の）司法警察に対する概念で、狭義には保安警察（社会公共の安寧秩序の維持を目的とする警察）に対する概念である。内閣法制局法令用語研究会『法律用語辞典』（有斐閣、1994年）265頁。

13 MLE概念の国際法を中心とした検討に関しては、例えば次を参照。森川「海上法執行に伴うuse of forceの概念」655-659頁。

14 岩沢雄司『国際法（第2版）』（東京大学出版会、2023年）170頁。

15 同上、216頁。

いる国に関してはそれらに加えて群島水域）で MLE を実施する場合（領海と群島水域では無害通航権の保障等一定の制限があるが）領域主権が国際法上の基本的根拠・枠組みとなる。

他方、船舶が沿岸国の領域外水域、すなわち、国際水域¹⁶に存在する場合、当該船舶は、国際法上旗国主義に基づき、原則として船舶の国籍国＝旗国（flag state）の排他的管轄権に服する¹⁷。ただし、EEZ、接続水域といった沿岸国に一定の主権的権利又は管轄権が認められている水域では、沿岸国は、旗国主義の例外として当該管轄権等を MLE の国際法上の根拠・枠組みとなし得る¹⁸。

さらに、公海上、より正確には国際水域上の船舶のうち海賊行為の嫌疑のあるもの等一定の船舶に対しては、旗国主義の例外として、嫌疑等に応じ一定要件下全ての（あるいは関係）国の軍艦や権限ある公船が、公海海上警察権に基づき、一定の措置をとることが国際法上認められている¹⁹。したがって、国際水域上の船舶に対する MLE に関しては、上述の沿岸国管轄権に加え、公海海上警察権も国際法上の根拠・枠組みとなり得る²⁰。

ただし、国際法上、軍艦・公船は、旗国以外の国の管轄権から免除されるため²¹、外国の軍艦・公船に対する MLE は、理論上、非強制的措置等当該免除と両立し得る範囲に限定される²²。

（3）MLE としての「実力の行使」の程度等に関する国際法上の要件

MLE としての「実力の行使」が法執行に係る国際法（(international) law of law enforcement（法執行法）、以下 LOLE）²³ 上合法であるには、（2）項で述べた国際法上の根拠・枠組みに基づいていることに加え、「実力の行使」の程度等に関する LOLE 上の要件を充たす必要がある。当該要件に係る国際文書等を確認すると、これは大き

16 国連海洋法条約上、また日本の法律上「国際水域」という用語はないが、海洋のうち領海外水域の総称としての利便から講学上（例えば、Rob McLaughlin, “Authorizations for Law Enforcement Operations,” *International Review of the Red Cross*, vol. 98, no. 2 (August 2016), p. 480）及び米海軍（U.S. Navy, *The Commander’s Handbook on the Law of Naval Operations*, March 2022 ed., NWP1-14M, para. 1.6）等で使用されている。

17 国連海洋法条約 58 条 2 項、92 条 1 項。

18 同上、33、56 条。

19 同上、58 条 2 項、109、110、111 条；山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994 年）426-427 頁。

20 マクラフリンは旗国の同意を MLE の国際法上の根拠・枠組みに含めているが、国家の同意は MLE に限定されない一般的違法性阻却事由であり（国家責任条文 20 条）、MLE の制度的枠組みとは言い難い。McLaughlin, “Authorizations for Law Enforcement Operations,” pp. 473-476. 他方、個別の条約中には MLE に係る旗国主義の例外を規定したものもあり、そのようなものとして、例えば国連公海漁業協定（21、22 条）がある。

21 岩沢『国際法』211 頁；国連海洋法条約 32、58、95、96 条。

22 国連海洋法条約 30 条。

23 Casey-Maslen and Connolly, *Police Use of Force under International Law*, p. 79.

く二つの原則からなることがわかる。一つは必要性 (necessity) であり、もう一つは比例性 (proportionality) である²⁴。そこで、以下これらの要件について説明する。

ア 必要性：行使可能（開始）要件

法執行としての「実力の行使」に係る必要性とは、「実力の行使」は真に必要な（非代替的）場合にのみ認められるという行使可能（開始）要件である²⁵。マスレンとコノリーは、必要性に①可能な場合非暴力的手段を用いること、②正当な法執行目的のために実力を行使すること、③当該状況で合理的な必要最小限度の実力のみ行使すること、の三つの法的義務が内包されると説明している²⁶。

このうち①について、1990年に国連コンGRESSで採択された法執行官による実力の行使及び火器使用に関する基本原則²⁷（以下、法執行官実力行使等基本原則）では、実力及び火器を使用できるのは、その他の手段では効果がないか、意図した結果を達成する見込みがない場合のみとしている（4項）。

また、②から導かれ得る原則として、マスレンとコノリーは、無差別的な手段の禁止、無抵抗の個人への実力行使禁止、被疑者の身柄確保時のように必要性が消失した場合の実力行使停止義務などがあるとしている²⁸。

さらに③の例として、マスレンとコノリーは、潜在的に凶悪な被疑者であったとしても、殺害せず逮捕することが合理的に可能な場合は常にそうすべきであり、かつ、用いる実力は受ける抵抗の程度に合わせねばならないことを挙げている²⁹。

なお、MLEに関する国際判例等では行使可能（開始）要件（非代替性）を（大陸法的に）不可避性としているものもある³⁰。

イ 比例性：程度要件

比例性について、マスレンとコノリーは、それが合法的な「実力の行使」の上限を設

24 Ibid. なお、ヨーロッパ人権裁判所の判例の中にも、（犯人逮捕のような）「法執行」に際しての「実力の行使」に関し、用いられた実力が比例性と必要性に厳格に則っていなければならない旨述べたものがある。European Court of Human Rights/ Cour Européenne des Droits de L'homme, *Affaire Douet c. France*, 3 October 2013, para. 30.

25 Casey-Maslen and Connolly, *Police Use of Force under International Law*, p. 82.

26 Ibid., pp. 83–89.

27 Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials Adopted by the Eighth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, Havana, Cuba, 27 August to 7 September 1990; <https://www.ohchr.org/sites/default/files/firearms>. なお、国連総会は、当該原則を歓迎し、各国政府にその尊重を促す決議を採択した。§4 of UN General Assembly Resolution 45/166 (18 December 1990).

28 Casey-Maslen and Connolly, *Police Use of Force under International Law*, p. 85.

29 Ibid.

30 例えは次を参照。International Tribunal for the LOS, *The M/V 'Saiga' (No. 2)* (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea), *Judgment* (Merits), 1 July 1999, para. 155.

定するものであり³¹、実力の行使を既に必要とし、かつ、実際に用いられている実力が、正当な法執行目的の達成上必要最小限以下の場合の評価要素である旨説明している³²。さらに、法執行実力行使等基本原則では、また、マスレンとコノリーは、比例性の客体を、①犯罪の重大性、及び②達成されるべき正当な目的と説明しており³³、その帰結として、犯罪の重大性と（示されている）脅威が、行使し得る実力の最大限度を決定する旨指摘している³⁴。さらに、比例性に照らした場合の判断例として、マスレンとコノリーは、窃盗犯の逃走阻止を目的とする火器の致死的使用は認められないことを挙げて³⁵。

なお、MLEに関する国際判例等や国際規則では、程度要件を（大陸法的に）合理性又は「合理的かつ必要」としている場合が多い³⁶。

2. 国際法上の「武力の行使」

(1) 「武力の行使」の意義及び法的特質

他国の領土保全又は政治的独立に対する武力による威嚇又は武力の行使及び国連の目的と両立しない武力による威嚇又は武力の行使の禁止³⁷、すなわち、武力行使禁止原則を謳った国連憲章（以下、憲章）2条4項にいう「武力の行使」は、国際関係におけるものを指す。ただし、「武力の行使」もMLEとしての「実力の行使」も英語ではuse of forceと表現されているため、両者は国際法上同一範疇の措置か否かという論点がある³⁸。

この点について、ダグラス・ギルフォイル（Douglas Guilfoyle）は、憲章2条4項は国際関係における武力の行使（use of force）を禁止しているところ、公海上での外国船舶への臨検は「国際関係」の範疇に入り、2条4項はこれに及ぶとしている³⁹。ま

31 Casey-Maslen and Connolly, *Police Use of Force under International Law*, p. 92.

32 Ibid., p. 93.

33 5(a) of Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials; Casey-Maslen and Connolly, *Police Use of Force under International Law*, p. 93.

34 Casey-Maslen and Connolly, *Police Use of Force under International Law*, p. 93.

35 Ibid.

36 例えば次を参照。The M/V 'Saiga,' para. 155; SUA 条約改正議定書8条の2第9項; 国連公海漁業協定22条1項(f)。

37 国連憲章2条4項の起草過程等から、当該規定に禁止の範囲を領土保全等に限定する意図は無いと解されている。International Law Association, *Final Report on Aggression and the Use of Force* (Sydney Conference (2018)), pp. 593–594.

38 森川「海上法執行に伴う use of force の概念」659–663頁。

39 Douglas Guilfoyle, *Shipping Interdiction and the Law of the Sea* (Cambridge: Cambridge University Press, 2009) pp. 272–273.

た、ナタリー・クライン (Natalie Klein) は、特に漁業資源保護に係る MLE に関し、関係国間の対立を強調するため、メディア等が「カレイ戦争 (Turbot War)」・「タラ戦争 (Cod Wars)」と「戦争」というレッテルを貼るように、強度の高い MLE の帰結は違法な軍事活動であり、それゆえ、MLE がいつ違法な軍事活動となるかが論点である旨述べ、MLE としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」(軍事活動) は同一範疇の措置であるかのように説明している⁴⁰。

しかしながら、1 節 (1) 項で述べたように、MLE としての「実力の行使」は国家の統治 (管轄) 権を基本根拠とする対内作用であり、行使の主体と客体の法的関係は支配・被支配関係で垂直的と言えるのに対し、憲章 2 条 4 項に示されているように、国際法上の「武力の行使」は国家が別の国家 (国際法主体) に行使する対外作用であり、それゆえ、当該行使の主体と客体の法的関係は水平的と言える。また、MLE の目的が基本的に国内 (法) 秩序の維持と言えるのに対し、「武力の行使」の規律等の目的は憲章 2 条 4 項及び本節 (2) 項で後述する「武力の行使」が認められる国際法上の根拠・枠組みに照らし、国際関係上の利益、すなわち、主権国家が併存する国際社会における水平的な国家 (国際法主体) 間関係上の (国家) 利益の保護と言える。以上を踏まえると、上述のギルフォイルやクラインの説明は皮相的と言える。

他方、オーレル・サリ (Aurel Sari) は、国連海洋法条約 301 条が当該条約上の諸国家の権利の行使は憲章 2 条 4 項に反する「武力の行使」を差し控える義務の下にあることを強調していることは、MLE としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」が法的に異なる範疇の強制行為であることを明らかにしている旨指摘している⁴¹。また、国際判例等では、MLE として過度・不必要な「実力の行使」を憲章 2 条 4 項違反の問題とはしていないことを挙げ⁴²、憲章 2 条 4 項に係る「武力の行使」と MLE としての「実力の行使」が法的に異なること示唆している⁴³。さらに、森川も同趣旨の指摘を行っている⁴⁴。以上のサリと森川の指摘及び上述の理由から、森川も述べているように MLE としての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」は別範疇の措置と言えるだろう⁴⁵。

40 Natalie Klein, *Maritime Security and the Law of the Sea* (Oxford: Oxford University Press, 2011) pp. 260–262.

41 Sari, “Maritime Incidents in the South China Sea,” pp. 481–482.

42 そのような事例として、サリは、レッド・クルセーダー号事件国際審査委員会報告、サイガ号事件国際海洋法裁判所判決、カナダ漁業管轄権事件国際司法裁判所判決などを挙げている。Ibid., p. 483.

43 Ibid.

44 森川「海上法執行に伴う use of force の概念」662–663 頁。

45 同上、663–664 頁；浅田編『国際法 (第 6 版)』481 頁。

（2）「武力の行使」が認められる国際法上の根拠・枠組み

既述のとおり、「武力の行使」に関する現代国際法の基本原則はその禁止であり、例外は、（国連憲章 42 条又は平和のための結集決議に基礎づけられる）国連決議又は自衛権に基づく場合というのが通説である⁴⁶。よって、以下当該二つについて説明する。

ア 国連決議

憲章は、安全保障理事会（以下、安保理）が非軍事的措置では（国際の平和回復等が）不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したときは、安保理が「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる」（42 条）と定めている。もっとも、1950 年の朝鮮戦争の際は、安保理による勧告（決議 83）に加盟国が任意に応じるという形で国連軍が編成された。また、1990 年のイラクによるクウェート侵攻に際し、安保理は、国際の平和と安全を回復するために「あらゆる必要な手段」を用いる権限を加盟国に与える決議（678（2 項））を採択し、当該決議に基づき米英等の軍隊からなる多国籍軍が軍事行動をとった。その後、このような決議が何度も採択されたことから、安保理による武力行使授権は慣行として確立したと言えよう。なお、憲章に当該授権を明示した規定はないが、上述のとおり憲章は安保理が軍事的措置をとることを認めていることから、安保理による武力行使授権は、憲章上当然可能と考えられている⁴⁷。また、地域的取極に基づく強制行動も安保理の許可が必要とされていることから⁴⁸、広義には当該行動も安保理決議に基づく「武力の行使」と言える。

なお、非軍事的措置の実効性を確保するため、加盟国に対し安保理が「実力の行使（use of force）」を授権する場合がある⁴⁹。当該「実力の行使」は基本的に対象国への禁輸品の海上輸送阻止（禁輸執行）を目的とすることから、憲章上の根拠は 42 条ではなく 41 条と解されている⁵⁰。それゆえ、当該「実力の行使」は安保理決議が国際法上の直接の根拠・枠組みであるものの、国際法上の「武力の行使」に該当しないと解されている⁵¹。また、MLE の国際法上の基本的な根拠・枠組みは領域主権等に由来する国家管轄権（執行管轄権）であることから、これにも該当しないと解される⁵²。

46 Jan Klabbbers, *International Law*, 4th ed. (Cambridge: Cambridge University Press, 2024), pp. 216–217.

47 岩沢『国際法』711 頁。

48 憲章 53 条 1 項。

49 岩沢『国際法』709 頁。

50 同上。

51 McLaughlin, “Authorizations for Law Enforcement Operations,” pp. 480–482.

52 森川「海上法執行に伴う use of force の概念」658–659 頁。ただし、マクラフリンのように MLE に含まれる（親和的）とする論者もいる。McLaughlin, “Authorizations for Law Enforcement Operations,” pp. 480–482.

なお、「武力の行使」の根拠になり得る国連決議は憲章上安保理決議であるが、平和のための結集決議（総会決議377）に基づき総会決議が根拠となることも理論上はあり得る⁵³。

イ 自衛権

憲章は51条で加盟国による自衛権行使の要件を武力攻撃の発生としている。よって、「武力の行使」が自衛権に基づくか否かの判断では、武力攻撃の有無が重要な指標となる。それゆえ、武力攻撃の定義が肝要であるが、憲章にも慣習国際法上もその定義はない。国際司法裁判所（以下、ICJ）は、ニカラグア事件判決で「武力の行使」を「規模と効果」を指標に最も重大な形態とそれほど重大でない形態に区別し、前者を武力攻撃と説明したが⁵⁴、武力攻撃の具体的意義については言及していない。

そこで、武力攻撃の指標として、想定され得る保護利益・対象を考えた場合、まず自国領土（領域）が挙げられる⁵⁵。また、特に海上における武力攻撃との関係では、公海（国際水域）上の自国を旗国とする船舶・航空機が挙げられる⁵⁶。よって、自国領土に対する海上からの武力攻撃や公海（国際水域）上の自国を旗国とする船舶・航空機に対する武力攻撃を排除するための武力の行使は、その国際法上の根拠・枠組みを自衛権に求め得ると考えられる。なお、ICJは、自国民が所有していても自国が旗国ではない船舶（商船）に対する攻撃は、自国に対する武力攻撃とはみなせない旨述べている⁵⁷。

（3）「武力の行使」の程度等に関する国際法上の要件

「武力の行使」の合法性は、（2）項の枠組みに加え、程度等も要件となる。以下、当該要件について説明する。

ア 国連決議

安保理は国際の平和及び安全の維持に関する義務を果たすに当たり、「国際連合の目的及び原則に従って行動しなければならない」（憲章24条2項）。そこで、安保理決議により加盟国に武力行使権限を授権する場合、当該決議ではその目的もあわせて

53 浅田正彦編『国際法（第6版）』（東信堂、2025年）500–501頁。

54 *Case concerning Nicaragua*, para. 191.

55 Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, 4th. ed. (Oxford: Oxford University Press, 2018), pp. 134–135.

56 岩沢『国際法』691頁。

57 International Court of Justice, *Case concerning Oil Platforms* (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Judgment, 6 November 2003, para. 64.

示されている⁵⁸。それゆえ、安保理決議又は総会決議に基づく「武力の行使」が合法と言えるには、それが当該決議で示された目的に適合していること、より正確には、1節（3）項及びイに示されるような実力・武力（force）の行使程度等に係る法の一般原則である目的達成上の必要性及び比例性の充足が要件と解される⁵⁹。

イ 自衛権

憲章は、自衛権行使の要件として武力攻撃の発生を定めているものの、自衛権行使の程度等については定めていない。そこで、自衛権行使に関する慣習国際法上の要件である必要性和均衡性（proportionality = 比例性）が、自衛権に基づく「武力の行使」の程度等の要件になると解されている⁶⁰。

なお、MLEとしての「実力の行使」の程度等の要件である必要性和比例性（=均衡性）は、MLEの目的に係るものであるのに対し、自衛権行使の必要性和均衡（=比例）性は、憲章上自衛権行使の基本要件が武力攻撃の発生であることから、理論上、武力攻撃への対応に関するものとなる⁶¹。

3. MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別の基準

1節及び2節から明らかなおりと、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の意義及び法的性質は異なる。それでは、海上警察機関の措置の法的性質を決定する要素、言い換えるなら、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」を区別する基準は何であろうか。当該問題に関する1節及び2節を踏まえた分析検討は以下のとおりである。

58 例えば、イラクへの武力行使を含む必要な手段の行使を国連加盟国に授権した安保理決議678(2項)では、当該手段行使の目的の一つとして、安保理決議660の履行（イラク軍の撤退等）を示している。

59 もっとも、当該「武力の行使」を必要とする事案が国際的武力紛争として長期化した場合、武力紛争法上の諸規則、特に海上における「武力の行使」に関しては、海戦法上の諸規則も要件になると考えられる。

60 Gray, *International Law and the Use of Force*, pp. 157–165.

61 自衛権に係る必要性和均衡性の細部に関しては例えば次を参照。Chris O'Meara, *Necessity and Proportionality and the Right of Self-Defence in International Law* (Oxford: Oxford university Press, 2021). もっとも、自衛権に基づく武力の行使を可能とする侵害（事案）が一過性のものでなく、国際的武力紛争として長期化した場合、国連決議に基づく武力行使の場合と同様、中立法規を含む武力紛争法上の諸規則、特に、海上における「武力の行使」に関しては、海戦法上の諸規則も要件になると考えられる。

(1) 措置の国際法上の根拠・枠組み

トム・ルイス (Tom Ruys) は、公海 (国際水域) 上の商船に対する強制措置は、当該措置に係る何らかの管轄事由がない限り、通常憲章2条4項の範疇に区分される旨述べ、法的枠組みが基準になり得ることを示唆している⁶²。他方、森川は、サイガ号事件判決などの国際判例等に照らせば、MLEの国際法上の根拠の欠落は「実力の行使」を自動的に国際関係における「武力の行使」とはしない旨指摘している⁶³。また、2節(2)項で述べたように、海上での「実力の行使」は、安保理決議に基づく非軍事的措置の実効性確保のため加盟国に授権される場合もあり、国際法上MLEの枠組みに含まれない海上での「実力の行使」が全て国際法上の「武力の行使」に該当するわけではない。さらに、例えば、自国EEZから追跡することなく自国EEZ外の公海上で初めて発見した外国漁船に対し、沿岸国海上警察機関が自国EEZでの違法操業嫌疑で当該外国漁船を臨検するため、停船措置として当該公海上で威嚇射撃又は船体に向けた射撃を行った場合、当該射撃はMLEの国際法上の根拠・枠組みを欠く。しかし、当該欠落が外国漁船の自国EEZにおける違法操業嫌疑を自国に対する武力攻撃と性格づけ、当該射撃の法的性質をMLEから国際法上の「武力の行使」に転化させるとは理論的に考え難い。このように、MLEとしての「実力の行使」が認められる国際法上の枠組みに入らないことが「武力の行使」を許容する国際法上の枠組みに入ることの意味するわけでもない。また、1節(2)項と2節(2)項を比較した場合明らかなように、「武力の行使」を許容する国際法上の枠組みに入らないことがMLEとしての「実力の行使」を許容する国際法上の枠組みに入ることの意味するわけでもない。よって、措置の法的根拠・枠組みは、合法性の基準とはなっても措置の法的性質の判断基準にはなり難いと考えられる。

以上から、措置の国際法上の根拠・枠組み(に基づくか否か)自体は、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別の基準にはなり難いと言える。

(2) 措置の主体又は措置決定者の地位のレベル

ルイスは、軍部隊による強制行為 (forcible acts) は警察部隊 (police units) による強制行為よりも憲章2条4項のトリガーを引きやすい旨指摘している⁶⁴。また、森川も、国内法上警察機関に属する船舶による use of force であれば、通常は法執行活動

62 Ruys, "The Meaning of 'Force' and the Boundaries of the Jus Ad Bellum", p. 208. ただし、ルイスの主張の根幹は、憲章2条4項の限定的解釈は武力行使禁止原則の意義を損なうという点にある。

63 森川「海上法執行に伴う use of force の概念」670頁。

64 Ruys, "The Meaning of 'Force' and the Boundaries of the Jus Ad Bellum," p. 207.

に伴う「実力の行使」という推定が働くと考えられる旨指摘している⁶⁵。しかし、同時に森川は、レッド・クルセーダー号事件を例に、沿岸海域警備のための資源と能力を有効活用すべく多くの国が海軍に警察機能の一部を担わせているのが実情であることから、use of forceを行った船舶が軍隊に属することだけをもって、当該 use of force がMLEとしての性質を喪失するわけではない旨指摘する⁶⁶。（類似点がケルチ海峡事案に係る仲裁判断でも指摘されている⁶⁷。）そして、「はじめに」で述べたように、海上警察機関による「実力の行使」がいかなる場合にも「武力の行使」に当たらないとなると、国際法上の武力行使禁止原則に抜け穴を作るおそれがあり、その意味で措置の主体が警察か軍隊かという相違は、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」を区別する決定的な基準になり得ない旨結論している⁶⁸。また、シ・シンシャン（Shi, Xinxiang）も、実行上海軍艦艇の航行それ自体が軍事的活動とみなされることに留意せねばならない旨指摘する一方⁶⁹、軍事的活動に関する紛争の管轄権除外を定める国連海洋法条約298条（1）（b）の起草過程は、活動の軍事的性質を決定する上で、行為国の船舶の地位はほとんど関係なかったことを示している旨指摘している⁷⁰。

以上の指摘を踏まえると、措置の主体が軍隊であることをもって当該主体のとした措置の法的性質を国際法上の「武力の行使」とは確定できないと考えられる。それはまた、海上警察機関による「実力の行使」であっても、国際法上それがMLEではなく「武力の行使」に該当する場合がありますことを示唆するものとも言えよう。それゆえ、措置の主体の法的地位は、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別の基準にはなり難いと言える。

なお、ルイスは、個々の沿岸警備隊隊員等の主導で開始された強制行為よりも、指揮系統のトップによって命令された強制行為は、武力行使禁止原則を規定した憲章2条4項への抵触を惹起しやすくなりがちとして、措置の決定に係る当局内のレベルがMLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」を区別する考慮要素となり得る旨述べている⁷¹。ルイスのこの指摘は、1節（1）項で説明したように、MLEとしての「実力の行使」であれば、それは国家の対内作用であることから、対外政策的観点からの国家統制は一般的に必要ではなく、国内法に基づく現場官憲の裁量に任せて

65 森川「海上法執行に伴う use of force の概念」668 頁。

66 同上。

67 Arbitral Tribunal, *Arbitration between Ukraine and the Russian Federation*, Award, 21 February 2020, para. 335.

68 森川「海上法執行に伴う use of force の概念」669 頁。

69 Xinxiang Shi, “Distinction between law enforcement activity and military activity in article 298(1)(b) of UNCLOS,” *Marine Policy*, vol. 167 (September 2024), p. 4.

70 Ibid.

71 Ruys, “The Meaning of ‘Force’ and the Boundaries of the Jus Ad Bellum,” p. 207.

も基本的に不都合は無いのに対し、2節(1)項で説明したように、「武力の行使」は国家の対外作用であることから、事後の国際関係を斟酌し、事前に国家としての政策上の意思決定を図る必要があることに着目したと思われる。しかしながら、MLEの場合でも、国際水域で外国海賊船舶に対処する場合のように、対象外国船舶の旗国の管轄権を斟酌し、現場官憲に上級官庁から政策上の指針が付与されることもあり得る。よって、現場での判断か指揮系統のトップからの命令かといった措置の決定者の地位のレベルが措置の法的性質の確定要素になるとは考え難く、その意味で当該決定者の地位のレベルは、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別の基準にはなり難いと言える。

(3) 措置の客体

森川は、軍艦に対する use of force は「武力の行使」の文脈で問題とされることが多いとは言えるが、商船(民間船舶)に対する use of force だからといって当然に MLE としての「実力の行使」になるとは限らず、「武力の行使」と評価される場合がある旨指摘している⁷²。その例として、アメリカは、カンボジア海軍により拿捕されたアメリカ商船マヤゲス(Mayaguez)号の救出作戦について憲章51条(自衛権)に基づく措置と安保理に説明したことから、当該拿捕を武力攻撃とみなしていたことが窺えること、ICJ オイル・プラットフォーム事件判決では、商船に対するミサイルや機雷による use of force を国際関係における「武力の行使」の文脈でとりあげており、判決の理論を裏返すと、商船への攻撃も一定要件下武力攻撃として自衛権行使の根拠になり得るとの判断として判決を読むこともできること、ガイアナ・スリナム事件仲裁判断では商船に対する警告を MLE ではなく「武力の行使の威嚇(threat of use of force)」と結論したことなどを挙げている⁷³。

また、ルイスも外国商船に対する強制行為が武力の行使から完全に排除されるわけではないことを示す実行がある旨述べるとともに⁷⁴、商船に対する攻撃は一定の状況の下では武力攻撃になり得るという立場に立った国際的実定規則等もある旨指摘し、その例として、侵略の定義に関する決議(3条(d))や北大西洋条約(6条(1))を挙

72 森川「海上法執行に伴う use of force の概念」668-667頁。

73 同上、666-667頁。

74 Ruys, "The Meaning of 'Force' and the Boundaries of the Jus Ad Bellum," pp. 203-204. そのような例としてルイスは、ドイツがアイスランドの沿岸警備隊艦艇によるドイツ漁船への実弾射撃等を憲章2条4項違反と主張したこと(1974年「漁業管轄権事件」)、スペインがカナダ沿岸警備隊による公海でのスペイン漁船拿捕を「武力の行使」に相当すると主張したこと(1998年「漁業管轄権事件」)などを挙げている。Ruys, "The Meaning of 'Force' and the Boundaries of the Jus Ad Bellum," pp. 204-205.

げている⁷⁵。

以上の指摘を踏まえると、措置の客体（対象）となる船舶の性質が当該措置の法的性質を決定するとは考え難く、それゆえ、措置の客体の法的地位自体は、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別の基準にはなり難いと言える。

（４）措置の手段又は強度

1節（３）項及び2節（３）項で述べたように、措置が国際法上の根拠・枠組みに基づいていても、その手段又は強度が程度等の要件である必要性又は比例性（＝均衡性）に違反すれば違法となり得る。しかし、1節（３）項並びに2節（１）項及び（２）項から明らかなように、措置の程度等と措置の法的性質（範疇）は理論上別の問題であり、MLEの程度等の要件に違反することが国際法上の「武力の行使」に該当することを意味するわけではない。この点はオリビエ・コルテン（Olivier Corten）も指摘している⁷⁶。また、2節（１）項で述べたように、サリも、レッド・クルセーダー号事件等を例に、MLEとしての「実力の行使」が過度又は不必要であっても、国裁判所等はそれを憲章2条4項の問題とはしていない旨指摘している⁷⁷。さらに、シ・シンシャンも、MLEの文脈での過剰な「実力の行使」が被害国により依然法執行とみなされている多数の事例が存在することから、行為の軍事的性質の決定に実力の程度だけでは不十分で、別の基準の追加が必要である旨示唆している⁷⁸。

以上を踏まえると、措置の手段又は強度は、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」を区別する基準にはなり難いと言える。

（５）措置の目的

措置の目的はMLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別基準になるかという点に関しては、ガイアナ・スリナム事件仲裁判断が参考になると考えられる。当該事件の概要は次のとおりである。すなわち、2003年6月3日、ガイアナとスリナム間の（領海外）管轄権係争海域でガイアナからコンセッションを付与され作業をしていた掘削船（drill ship）C.E. ソートン（C. E. Thornton）号にスリナム海軍警備艇（patrol boats）が近接し、当該海域から12時間以内に退去するようC.E. ソー

75 Ibid., p. 206.

76 Olivier Corten, *The Law Against War*, 2nd ed. (Oxford: Hurt Publishing, 2021), p. 68.

77 Sari, "Maritime Incidents in the South China Sea," p. 483.

78 Shi, "Distinction between law enforcement activity and military activity," p. 5.

ントン号に命じた⁷⁹。その際、同警備艇は、従わない場合「結果は貴方に帰する (the consequences will be yours)」と警告し、これを受け同船は当該海域を離れた⁸⁰。本案以降ガイアナはスリナムと様々な形で外交交渉を行い、その後仲裁手続きを開始した。当該手続きにおいて、スリナムは、当該措置は「大陸棚紛争海域での無許可掘削を阻止するための合理的かつ比例した法執行という性質を有する」⁸¹旨主張したが、仲裁判断は「実力 (force) が不可避、合理的かつ必要ならば、国際法上、それを法執行活動で用い得る」⁸²ことを認めた上で、スリナム警備艇の警告は、退去しなければリグとその作業船に武力を行使する (use armed force) ことを厭わないものと理解した旨の C.E. ソートン号上のリグ監督者等の証言に基づき⁸³、当該状況下「スリナムによりとられた行為 (action) は、単なる法執行活動 (law enforcement activities) というよりも軍事的行為 (military action) による威嚇に類似する」⁸⁴とし、「それゆえ、スリナムの行為は、(海洋法) 条約、憲章及び一般国際法に反する武力の行使の威嚇 (threat of use of force) を構成する」⁸⁵と結論した。

もっとも、当該仲裁判断は、スリナムの行為が「武力の行使の威嚇」を構成すると判断した直接の根拠を C.E. ソートン号上の目撃者の証言 (主観) に置いているため、MLE としての「実力の行使」と (国際法上の) 「武力の行使」の区別に関する積極的な理由が示されておらず、この点には曖昧さが残る旨の指摘もある⁸⁶。しかしながら、①ガイアナとスリナム間では、陸上の境界基準であるコーランティン川河口を基点とした領海の境界が確定していなかったこと、②書面手続の段階において、スリナム大統領や軍高官の密接な関与に加え、主権に対する脅威を阻止するという (スリナムの) 目的等が子細に確認されていること⁸⁷、③スリナムの国内法上の (挙動犯的) 侵害実行又は侵害の既遂に至ったと (結果犯的に) 評価し得る無許可掘削等に関し、MLE が目的なら、C.E. ソートン号及び乗組員等を拿捕・逮捕する必要があると思われるが、実際にとられた行為は退去命令にとどまっていたことなどから、スリナムの行為の直接の目的は、国内 (法) 秩序の維持、すなわち、支配・被支配関係という垂直的關係

79 Arbitral Tribunal, *Arbitration regarding the delimitation of the maritime boundary between Guyana and Suriname*, Award, 17 September 2007, para. 151.

80 Ibid., para. 151.

81 Ibid., para. 441.

82 Ibid., para. 445.

83 Ibid., para. 433.

84 Ibid., para. 445.

85 Ibid.

86 阿部達也「ガイアナ・スリナム事件」薬師寺公夫、坂元茂樹、浅田正彦、酒井啓亘編集代表『判例国際法 (第3版)』(東信堂、2019年) 227頁。

87 加賀美康彦「係争海域での活動」小寺彰、森川幸一、西村弓編『国際法判例百選 (第2版)』(有斐閣、2011年) 77頁。

下での法益保護ではなく、国家対国家という水平的関係における自国の対外利益の確保にあったと解される。この点は、MLEの例としてスリナムが援用したサイガ号事件等では、海上警察機関の「実力の行使」の目的が漁船の操業や漁船へのバンカリングなどに係る国内法の執行（国内（法）秩序の維持）にあったのとは異なる⁸⁸。それゆえ、スリナムの行為を武力の行使の威嚇とした仲裁判断の根底には、仲裁手続きを通じて、スリナムの行為の目的は係争海域に係るガイアナの支配・管轄を排除し、自国の利益を確保することと客観的に確認されたことがあったと解される。その意味で、加々美康彦が指摘するように、本件はMLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別基準に関する貴重な先例と言えるだろう⁸⁹。

なお、ガイアナ・スリナム事件仲裁判断後、国際海洋法裁判所は、2019年5月のウクライナ艦艇抑留事件暫定措置命令で、ロシア沿岸警備隊艦艇によるウクライナ海軍艦艇への射撃をMLEの文脈における「実力の行使」と判断している⁹⁰。これは、軍事的活動と法執行活動との区別は「各事案の関連事情を考慮し、主として当該活動の性質の客観的評価に基づき」⁹¹なされるべきとし、当該関連事情の一つとして、ロシアからの射撃はウクライナ艦艇がロシア領海内のケルチ海峡を通航しようとする時ではなく、ロシアの警告後通航を断念し退去しようとしている状況下、追跡してきたロシア艦艇から停船命令後になされ、事後ウクライナ艦艇の乗組員は逮捕、訴追されたことを考慮したことによる⁹²。このように、措置の法的性質の判断に関し、ロシア領海の通航阻止というロシアの対外的利益は既に確保されていたという状況と当該「実力の行使」後の逮捕、訴追という措置後の事情が考慮されていることから、裁判所は、当該「実力の行使」の目的がウクライナ海軍将兵に対するロシアの統治権（国家管轄権）行使にあったと客観的に解されることを当該「実力の行使」の法的性質の根拠にしたと解し得る。その意味で、森川が指摘しているように、本命令はガイアナ・スリナム事件仲裁判断の延長線上にあると位置づけ得るだろう⁹³。

（6）小括：本章の結論

MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」の区別に関し、先行研

88 *The M/V 'Saiga'*, para. 116.

89 加賀美「『係争海域での活動』77頁。

90 International Tribunal for the LOS, *Case concerning the Detention of Three Ukrainian Naval Vessels* (Ukraine v. Russian Federation), Order, 25 May 2019, paras. 73–74.

91 *Ibid.*, para. 66.

92 *Ibid.*, para. 76.

93 森川幸一「『武力の行使』と『実力の行使』の区別」森川幸一、兼原敦子、酒井啓亘、西村弓編『国際法判例百選（第3版）』（有斐閣、2021年）217頁。

究の中には、措置の目的が基準として適切である旨指摘しているにもかかわらず、最終的に、目的だけではなく、措置の主体、客体、規模・烈度の他、当事国の自己評価や紛争の文脈といった要素の総合的慮が妥当と結論するものもある⁹⁴。しかし、これまでの分析検討から明らかのように、措置の国際法上の根拠・枠組に加え、措置の主体並びに客体、措置の手段又は強度は、当該区別基準になり難いと言える。また、当事国の自己評価はあくまで主観であり、理論上客観的証拠にはなり難いと解される。実際、既述のとおりガイアナ・スリナム事件仲裁判断でもそれは考慮されていない。さらに、紛争の文脈や措置の態様は、上述の仲裁判断等に示されるように、措置の目的を判断する上で有力な手がかりとはなり得るものの、そこから措置の客観的性質を直接導き出し得るかは理論的に疑問である。

他方、措置の目的は、(5)項に照らし当該区別のための基準として有力と解される。問題は措置の目的の内容である。上述の先行研究が消去法的分析で目的を適切な基準としながら最終的に総合的考慮を妥当と結論しているのも、区別の基準となる措置の目的の内容を典型的に定義しておらず、その結果目的を具体的な区別基準として顕示できないためと考えられる。また、目的内容不定義の原因は、MLEと「武力の行使」の法的特質を押さえ、それらの目的を分析確認していないことにあると思われる。そこで、1節(1)項で確認したように、MLEの目的は基本的に海洋場面での国内(法)秩序維持と言えること、また2節(1)項で確認したように、国際法上の「武力の行使」の規律目的は国際関係上の利益、すなわち、主権国家が併存する国際社会における水平的な国家(国際法主体)間関係上の(国家)利益の保護と言えることを踏まえると、海上警察機関による「実力の行使」の目的が、客観的に国内(法)秩序維持と構成ないし評価されない国際関係上の自国利益の確保である場合、当該「実力の行使」は国際法上の「武力の行使」に該当すると結論できよう。

なお、目的の内容の判断にあたっては、上述のとおり紛争の文脈の他、(5)項の事例から措置の背景など客観的諸事情が根拠になり得ると考えられる。

4. 海上警察機関の「実力の行使」が武力行使禁止原則違反となり得る要件

海上警察機関による「実力の行使」が国際法上の「武力の行使」と評価され得る場合、次の問題は、当該「実力の行使」が武力行使禁止原則違反となる要件である。武力行

94 菅野「国連海洋法条約298条1項(b)における『軍事的活動』と『法執行活動』」87頁。

使禁止原則の最終帰結、すなわち、武力行使禁止原則を実定している憲章2条4項に当該原則の例外を規定した憲章51条等を勘案した理論的帰結は、2節（2）項で述べたように、国連決議又は自衛権に基づく場合を除き「武力の行使」は認められないという原則となる。よって、3節の分析検討を踏まえ、当該原則に照らせば、海上警察機関の「実力の行使」が武力行使禁止原則違反となる要件は、海上警察機関が、その行使目的から「武力の行使」と評価され得る実力、すなわち、客観的に国内（法）秩序の維持と構成ないし評価されない国際関係上の自国利益の確保を目的とした実力を、国連決議又は自衛権に基づくことなく行使した場合と定義できるだろう。

したがって、例えば、領有権を係争している島嶼等に係る競合他国の領有権（領域主権）否定や他国領土の奪取を目的として国連決議や自衛権に基づくことなく海上警察機関が当該競合他国の船舶等に実力を行使する場合、当該「実力の行使」は、国際法上武力行使禁止原則違反になり得ると解される。

なお、既述のとおり、現在南シナ海でのセカンド・トーマス礁をめぐるフィリピンと中国間の係争では、中国海警がフィリピンの公船にたびたび実力を行使している⁹⁵。これまでの経緯から、当該「実力の行使」の目的は、セカンド・トーマス礁に対するフィリピンの領有権（領域主権）否定にあると考えられるため、3節（6）項で示した基準に照らし、当該「実力の行使」は国際法上「武力の行使」に該当し、かつ、上述の要件から武力行使禁止原則違反になり得る不当なものと解される。

もっとも、EUが中国の武力行使禁止原則違反を想起して声明した2024年6月17日の事案について⁹⁶、フィリピン自身は武力行使禁止原則違反と声明しなかったように、フィリピンは、中国の不当な「実力の行使」を「MLE権の違法な行使（illegal exercise of maritime law enforcement power）」⁹⁷等、MLEとみなすような声明を従来から発している。この点についてサリは、フィリピンは、軍事的紛争に関する紛争解決機関の管轄権除外を規定した国連海洋法条約298条に基づく効果の発生を回避するため、紛争解決機関が中国の措置を軍事活動と判断しないよう、当該中国の措置を違法なMLEと呼ぶことを選択していると分析しており⁹⁸、上述のEUの声明等を踏まえると、サリの分析には説得力がある。したがって、フィリピンの当該実行を、海上警察機関による違法な「実力の行使」に関し、その目的が他国の領有権（領域主権）の否定であっても、それを国際法上の「武力の行使」とは理論上みなし得ないとした国

95 Sari, "Maritime Incidents in the South China Sea," p. 495.

96 Ibid., pp. 492–493.

97 Ibid.

98 Ibid., p. 491.

家実行例と捉えるのは正確と言えないだろう⁹⁹。

おわりに

1節及び2節で説明したとおり、MLEとしての「実力の行使」と国際法上の「武力の行使」は、性質・目的、国際法上の根拠・枠組み等に関し異なるが、国際法上の最大の相違は、MLEとしての「実力の行使」には国際法上一定の制約があるものの、それ自体が禁止されていないのに対し、国際法上の「武力の行使」は原則禁止されている点にある¹⁰⁰。すなわち、武力行使禁止原則は、紛争の平和的解決義務等と並ぶ現代国際法の基盤原則であり、それゆえ、武力行使禁止原則違反は、1節（2）項で示した国際法上の根拠・枠組みを欠く、あるいは、1節（3）項で示した程度等の要件に反する違法なMLEとしての「実力の行使」よりも、理論上一般的に重く非難され得ると解される。また、当該違反に対しては、国連決議（安保理決議・総会決議）に基づく強制措置や（一定要件下）自衛権に基づく武力行使などにより、他の国際違法行為に対するよりも一般的に強い制裁や対応をとることが国際法上可能である。さらに、国際刑事裁判所規程では、一定の「武力の行使」に係る行為を侵略犯罪と定義し、個人に対する刑事責任の追求を想定している¹⁰¹。よって、中国が東シナ海や南シナ海における他国への侵害を海警によって実施しているのも、武力行使禁止原則を念頭に置いてのことと考えられる。

しかしながら、本稿で分析検討したように、海上警察機関であっても、その目的に照らし「武力の行使」と評価され得る実力を、国連決議又は自衛権に基づかず行使すれば、武力行使禁止原則違反となり得る。したがって、海上警察機関による外国商船等に対する「実力の行使」であっても、領有権を係争している島嶼等に対する競合他国の領有権（領域主権）否定や他国領土の奪取を目的とする場合、それは国際法上「武力の行使」と評価され、国連決議や自衛権に基づかない場合、武力行使禁止原則違反として、違法なMLEとしての「実力の行使」よりも重く非難され得る。また、2節（2）項イで述べたように、それが武力攻撃と評価され得る場合¹⁰²、被侵害国は自衛権に基づき「武力の行使」により対抗することも国際法上可能である。よって、国際法上、

99 実際フィリピン当局が中国の行為を「侵略的（aggressive）」（2024年6月24日）と批判した事例もある。

Sari, "Maritime Incidents in the South China Sea", p. 492.

100 3節（5）項及び注2参照。

101 5条、8条の2。

102 2節（2）項イで述べたICJの判例法理を踏まえると、武力攻撃の範囲は武力の行使よりも狭いと解される。

武力行使禁止原則違反と評価され得る外国海上警察機関による自国船舶等への不当な「実力の行使」に対し、被侵害国は、違法な MLE、あるいは、不必要な又は過剰な「実力の行使」と非難するのではなく、武力行使禁止原則違反と強く非難し、対応することが肝要であり、それは現代国際法の基盤原則の一つである国際関係における武力行使禁止原則を徹底し、その抜け穴を作らないためにも重要と言えよう。

それゆえ、東シナ海、南シナ海での中国海警による自国船舶への不当な「実力の行使」は、国際法上、武力行使禁止原則違反と評価し得る場合があることを念頭に置き、その場合、違法な MLE としての「実力の行使」としてではなく、武力行使禁止原則違反としてその違法を強く非難し、厳しく法的責任を追求し得ることに留意する必要がある。

(防衛研究所)

[付記] 本稿の執筆にあたり、査読者の方に貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。

